

おとなの方（18歳以上）の療育手帳の 「程度変更（重度化への希望）」に関する基本的な考え方

令和6年 4月 1日
和歌山県障害児者サポートセンター

1. はじめに

おとなの方（18歳以上）の療育手帳の「程度変更」に関して、市町村や療育手帳等をお持ちの方などから問い合わせが最近多くありますので、ここに今までの運用を整理するとともに、一部手続きの合理化を行ったうえで、その流れを公表いたします。

なお、ここにいう「程度変更」とは、次期判定が不要（無期判定）となっている療育手帳をお持ちの方が、より重い障害程度（注1）への変更を希望される場合をいいます（注2）。

注1：和歌山県では、重いほうから、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）となります。なお、おとなの方では、A1とA2、B1とB2では、それぞれ利用できるサービスに大きな違いはありません。

注2：次期判定が不要かどうかは、お手持ちの療育手帳の「次期判定年月」欄を御確認ください。「再判定不要」と記入されている場合や空欄の場合が無期判定です。

2. 「程度変更」が可能な場合について

そもそも療育手帳の対象となる「知的障害」とは、以下の3点の基準をすべて満たす場合をいいます。

- ① **知能の低下**：和歌山県障害児者サポートセンター（以下、「県センター」と記す。）が実施した知能（発達）検査において、知的機能の低下が認められること。

- ② **社会適応機能の低下**：県センターが実施した聞き取り等において、生活上の適応機能の低下が認められること。
- ③ **発達期以前の発生**：知的機能および適応機能の低下が発達期（概ね18歳未満）に発生している原因に基づくこと。

よって、「程度変更」ができるのは、上記「知的障害」が重くなった場合に限りです。すなわち、**発達期以前に発生した原因によって、知能や社会適応機能が更に重度化している場合**です（「程度変更」の基準）。具体的に原因として想定されるのは、**染色体異常（ダウン症候群など）や生まれつきのてんかん発作が継続的に発生していること**などです（注3）。

したがって、**18歳以降に発生した精神疾患や事故、アルコール依存、加齢などの原因によって、知能の低下または社会適応機能の重度化が起こっている場合は、「程度変更」はできません**。それらの場合は、精神障害者保健福祉手帳や介護サービスなど別の福祉制度の範ちゅうと考えています。仮に、病院や施設などで重度化の指摘があったとしても、よって立つ基準（前提）が異なるかもしれませんので、御注意ください。なお、この基準自体は従来と同じ運用です。

注3：基本的に、「知的障害」は発達期の終了をもって固定するものではありませんが、県センターでは、他の福祉制度が十分にカバーできていない領域に限って、上記の要件をやや柔軟に解釈して、「程度変更」の余地を認めています。

3. 「程度変更」を希望する際の手続きについて

まず、「程度変更」を希望する旨の申請を行うことは可能ですので、通常の更新申請と同じように、管轄の市町村に申請書と写真（縦3.0cm×横2.5cm）を提出ください（申請方法などの詳細は、市町村にお問い合わせください）。その際、別添「**程度変更希望に関する調査票**」を必ず御記入ください。そのうえで、**診断書等の写し（様式は問いませんが、発達期以前に発生した原因によることを証明できるものに限ります。知能の低下などの診断書ではありません。）の添付**をお願いします。

次に、進達された「**程度変更希望に関する調査票**」をもとに県センターにて

「程度変更」の基準に照らし書面審査を行います。

「程度変更」に該当する事由が存在しないことが明らかな場合は、県センターより同程度の手帳の交付を直ちに行います（判定日が変わるため、新しい手帳を作成します。）。なお、この決定は、「行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為」（行政不服審査法1条2項、行政手続法2条2号）に該当するため、決定に不服がある場合は審査請求等を行うことが可能です（注4）。

他方、書面審査の結果、「程度変更」に該当する事由が存在しないことが明らかとは認められない場合は、県センターが面接を行い、知能（発達）検査ないし聞き取りなどを実施いたします。そのため、申請書に御記入された連絡先に電話し日程調整等を行います。面接の結果をもとに、「程度変更」に該当する事由が認められる場合には、それに応じた「程度変更」を行い、新しい程度での手帳を交付いたします。

注4：この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

程度変更希望に関する調査票

年 月 日

本人氏名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

記入者名 _____ 印

(続柄: _____)

以下の疾患がある場合は、御記入の上、診断書などの写しを添付ください。

- 染色体異常（ダウン症候群など）
 - ・ 具体的な疾患名 → (_____)

- てんかん
 - ・ てんかん症状がはじめて出たのは、何歳のときですか？ → (_____) 歳
 - ・ 直近でてんかん症状が出たのは、いつですか？ → (_____) 年 (_____) 月頃
 - ・ てんかん症状の頻度はどれくらいですか？ → (_____) 週間に1回

- その他（18歳未満に発生したもののみ御記入ください。）
(_____)

※ 必ずお読みください ※

・この調査票をもとに、和歌山県障害児者サポートセンター（以下、「県センター」と記します。）で「書面審査」を行いますので、記入漏れや添付漏れがないか注意してください。また、記入内容に関する診断書等がある場合は、そのコピーを添付ください（様式は問いません。知能低下や状態悪化等の診断書ではありません。）。

・書面審査の結果、「程度変更の基準」に明らかに該当しない場合は、県センターより直ちに同一程度での手帳を交付します。そうではない場合は、県センターにて面接を行い、程度変更の判定を行います（面接のうえ、程度変更が不可という場合もあります。）。

・「程度変更の基準」は、（1）発達期以前に発生した原因によって、（2）知能の低下や社会適応機能が更に重度化している場合ことです。（1）としては、染色体異常や発達期からのてんかんなどが想定されます。加齢（早期のものも含む）、成人後の精神疾患、アルコール依存、脳機能障害は含みませんので御注意ください。仮に、病院や施設などで指摘があったとしても、よって立つ基準（前提）が異なるかもしれませんので、御注意ください。詳しくは、「者（18歳以上）療育手帳の「程度変更（重度化への希望）」に関する基本的な考え方」（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040402/d00153012.html>）をご覧ください。